

高田 篤
法学研究科・教授

【研究】

2017年度から、科研共同研究「公法学の歴史的な文脈依存性を踏まえた相互関連の追究—グローバル化時代の比較公法研究」(代表)を開始した。それと結びつける形で、

1) ハンス・ケルゼン研究を進め、その成果の一部を、従来の成果を発展させる形で、「ドイツにおけるケルゼン『再発見』と国法学の『変動』の兆し」辻村みよ子他[編]『『国家と法』の主要問題』(日本評論社)所収として公表した。

2) 公法学方法論、すなわち憲法理論と憲法解釈論の理論次元をめぐる考察を進め、その成果の一部を、従来の成果を発展させる形で、「ポツダム宣言の受諾—憲法的断絶について語られたことの意義と射程」長谷部恭男編「論究憲法 憲法の過去から未来へ」(有斐閣)所収として公表した。

3) 日独におけるディートリッヒ・イエツシュ理解について検討を進め、その成果の一部を、2017年5月に台湾大学法学院で講演「各国公法学の学説受容とその文脈」として公表した。同講演は、「各国公法學説之解讀及其脈絡——Dietrich Jesch理論在日本與德國之解讀」(林美鳳譯、「憲政時代」42巻4期3)として台湾で公刊された。また、「イエツシュによるケルゼンの受容と批判の検討」を「文明と哲学 10」に公表した。

4) ドイツ連邦憲法裁判所とその展開についての研究を進め、「ドイツ連邦憲法裁判所の『自己言及』」として「法律時報」89巻5号に公表した。

科研共同研究とは別に、

5) 数年来行っている非常事態についての分析を進め、その成果を、「非常事態とは何か—憲法学による捉え方」として「論究ジュリスト」2017年/春号に公表した。

6) 数年来行っている日独憲法学共同研究の成果を、「Verfassungsänderung und ihre Grenzen in Japan “, in: hersg. v. Matthias Jestaedt u.a., „Verfassungsentwicklung I “, Mohr Siebeck、及び、「日本における憲法改正とその限界」鈴木秀美他編「憲法の発展 I」(信山社)として公表した。

【教育】

博士後期課程学生を5名、を指導した。かつて博士後期課程で指導した研究者が阪大助教に採用され、博士後期課程学生1名がDAAD奨学生としてドイツ・ブツェリウス・ロースクール(ハンブルク)に留学した。

ドイツ法に通暁した若手研究者を養成するシステムの再構築に、引き続き様々な努力をした。特に、ドイツ語法学文献を様々な立場・レベルの学生を糾合して共に読むフォーラムが、2006年の開始から12年目を迎え、完全に定着した。

かつて博士後期課程で指導した研究者(阪大助教)が、博士論文を提出した。

【管理運営】

全学委員会では、個人情報・情報公開委員会委員会、FD委員会に属して活動した。

部内委員会では、FD委員会(委員長)に属して活動した。

【社会貢献】

公法学理事、同学会企画委員として活動し、学会テーマ選定にあたった。

日独法学会の監事として、学会の運営にあたった。

日独文化研究所の常務理事として、同研究所の運営にあたり、年報「文明と哲学」の企画・編集に参加するとともに、「哲学講座」の企画・組織に参加した。

ドイツの比較憲法雑誌“Verfassung und Recht in Übersee”のBeirat(顧問)を務め、運営に関与した。